

○防衛省告示第三十九号

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和六年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、電波障害防止区域を次のとおり指定し、令和七年五月一日から施行する。

令和七年三月三日

防衛大臣 中谷 元

電波障害防止区域

次の表に掲げる都道府県及び市町村のうち防衛省に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

北海道

札幌市、小樽市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、江別市、根室市、千歳市、恵庭市、石狩市、石狩郡当別町、松前郡松前町、奥尻郡奥尻町、夕張郡長沼町、宗谷郡猿払村、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、斜里郡斜里町、幌泉郡えりも町、河西郡芽室町、中川郡幕別町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、野付郡別海町、標津郡中標津町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町

<p>青森県</p>		<p>岩手県</p>	<p>宮城県</p>	<p>秋田県</p>	<p>福島県</p>
<p>八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、北津軽郡中泊町、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、下北郡大間町、下北郡東通村、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡五戸町、三戸郡南部町</p>		<p>宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町</p>	<p>石巻市、塩竈市、東松島市、宮城郡七ヶ浜町</p>	<p>男鹿市</p>	<p>いわき市、田村市、南相馬市、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡</p>

東京都	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	
八王子市、立川市、町田市、小平市、日野市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、多摩市	銚子市、船橋市、館山市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、南房総市、いすみ市、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、夷隅郡大多喜町、夷隅郡御宿町	川越市、所沢市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町	宇都宮市、下野市、河内郡上三川町	取手市、守谷市、かすみがうら市、行方市、鉾田市、東茨城郡茨城町	双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村

神奈川県	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市
新潟県	佐渡市
石川県	小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、白山市、能美市、能美郡川北町、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町
岐阜県	各務原市
静岡県	浜松市、磐田市、湖西市、御前崎市
愛知県	名古屋市、春日井市、江南市、小牧市、日進市、丹羽郡大口町
三重県	津市、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡大台町、度会郡玉城町、度会郡度会町、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町

佐賀県	福岡県	徳島県	山口県	広島県	島根県	和歌山県	京都府
佐賀市、唐津市、伊万里市、神埼市、東松浦郡玄海町	福岡市、宗像市、福津市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、遠賀郡岡垣町、田川郡香春町、田川郡赤村、京都郡みやこ町、築上郡築上町	鳴門市、板野郡松茂町、板野郡北島町、板野郡藍住町、板野郡板野町	萩市、岩国市	大竹市、廿日市市	松江市	東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町	京丹後市

長崎県	平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市
宮崎県	宮崎市、日南市、串間市、児湯郡新富町
鹿児島県	鹿屋市、枕崎市、薩摩川内市、南さつま市、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
沖縄県	那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、中頭郡北中城村、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡渡名喜村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町、八重山郡与那国町

備考 右に掲げる行政区画に変更があっても、電波障害防止区域は、なお従前の例による。